

文部科学省 令和2年度専修学校による地域産業中核的人材育成事業

「Society 5.0等対応カリキュラムの開発・実証事業」

「モノづくり産業におけるイノベータータイプ産業人材養成プログラム開発事業」

教育費助成制度研究報告書

令和3年2月18日

本報告書は、文部科学省の教育政策推進事業委託費による委託事業として、公益財団法人 国際人財開発機構が実施した令和2年度「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」の成果をとりまとめたものです。

‘新産官学連携’イノベーティブ人材教育システムの概要と文部科学省・指針との照査

- ①「キャリア形成促進プログラム」の文部科学大臣認定制度
- ②本教育プログラムの概要と特徴
- ③文部科学省・評価要件に対応した本教育システムの手法
- ④厚生労働省・評価要件に対応した本教育システムの手法

人材開発にかかる教育費の助成制度に関する考察

現在、わが国の人材開発にかかる教育費の公的助成制度には以下のようなものが存在する

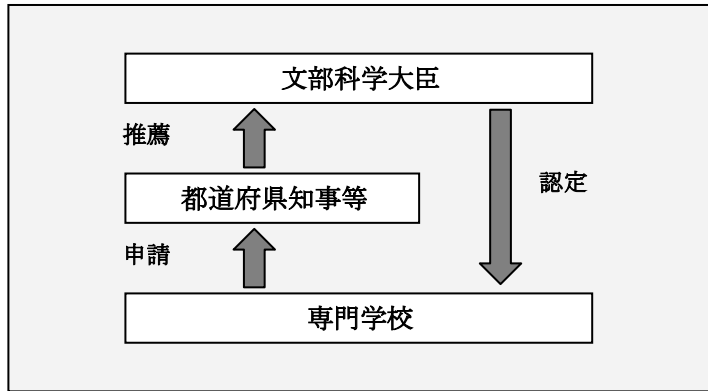
【学習者が費用を負担するもの】

- 厚生労働省
 - ・専門実践教育訓練給付(**キャリア形成促進プログラム**)
 - ・特定一般教育訓練給付
 - ・一般教育訓練給付

【雇用主が費用を負担するもの】

- 厚生労働省
 - ・人材開発支援助成金(特定訓練コース **特定分野認定実習併用職業訓練**)
- 地方自治体(自治体により実施・未実施がある)
 - ・中小企業職業訓練助成金(東京都の場合)

①「キャリア形成促進プログラム」の文部科学大臣認定制度



☆ 認定要件 ☆

企業等との「組織的連携」

取組の「見える化」

学習成果の可視化

- 修業年限が2年未満(専門課程又は特別の課程)
60時間以上120時間未満の講座も可(特定一般訓練給付金の対象)
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
- 企業等と連携する総時間数の5割以上
- 社会人が受講しやすい工夫の整備
- 試験等による受講者の成績評価を実施
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に対する研修を組織的に実施
- 企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施

教育訓練給付の概要(2019年5月時点)

労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を「教育訓練給付」として雇用保険より支援

専門実践教育訓練給付(2014年10月制度開始)
 <特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練受講を対象>

給付内容	<ul style="list-style-type: none"> ○受講費用の50%(上限年間40万円)を6ヶ月ごとに支給 ○訓練終了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ○在職者又は離職後1年未満の者+雇用保険の被保険者期間3年以上
対象講座指定要件	<ul style="list-style-type: none"> ○専門学校の職業実践専門課程等(キャリア形成促進プログラムを含む)

②本教育プログラムの概要と特徴

「キャリア形成促進プログラム」

「リカレント教育」 専門学校”一年制・研究課程”イノベティブ人材育成科(「Society 5.0」対応カリキュラム)

IoTやAIなどのイノベーション・ツールを駆使しながら、社会課題の中に潜んでいるニーズを拾い、それに応えるために情報収集、プロジェクトチームを結成しその実現に向け推進することができるイノベティブ産業人材の育成を目的とする。

概要

- ・地域モノづくり企業に「Society5.0」「DX」に対応した自社と地域産業に貢献できる”スキル・力量を兼ね備えた人材の育成”をリカレント形式で育成。
- ・受講者は”知り・理解し・理解を深め・日常のエンジニアリング業務に役立つ力としての発揮手法”を実践的に学び、教育成果として”自社のイノベーション構想”と”地域産業創生プロジェクト構想”を創造・発表します。

〔特徴〕

- ・本教育システムには、新産官学連携による最先端技術・事例情報がいつでも必要な時に生きた情報として学べる様に日本の産業・技術を牽引する公的機関や先端核技術企業のご理解・ご支援をいただき継続的支援を受けることができる”先端事例検索プラットフォーム”を開発。
- ・日本のモノづくり企業の目的・目標及びその実現に向けた新産官学ベクトル合せ体制が構築されました、優秀な構想には新産官学連携での実現支援を目指しております。

〔社会人が受講しやすいための工夫〕

- ・授業は午後のみで就業時間内で編成(オンライン履修可能)
- ・オンライン併用教育型で年間授業の50%以上を自社在席対応

主なカリキュラム

オンライン併用型教育

基礎科目
(eラーニング)

領域科目

PBL科目

技術概論

ビジネス概論

コンピテンシー

イノベーション・ツール

PBL実習

イノベーション構想

教育成果

イノベーション
構想

自社の業績改善・新規事業

地域産業創生プロジェクト

”構想”発表会

③文部科学省・評価要件に対応した本教育システムの手法

☆ 認定要件 ☆

企業等との「組織的連携」

取組の「見える化」

学習成果の可視化

□修業年限が2年未満(専門課程又は特別の課程)

60時間以上120時間未満の講座も可(特定一般訓練給付金の対象)

→‘一年制・研究課程’(年間授業900時間)

□対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程

→自社を取り巻く経営環境の変化を見極め自社の業績に資する挑戦構想の分析・策定手法の習得

→自ら自社の課題解決・業績改善・新規事業の挑戦構想を日常のエンジニアリング業務で解決・実現する手法の習得

□企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成

→「Society5.0」「DX」に対応できる人材の育成

→育成人材が自ら自社の「課題解決」「業績改善」「新規事業」のための挑戦構想

及び地域産業創生プロジェクト構想を策定・発表

□企業等と連携する授業等が総時間数の5割以上

→年間総授業時間900時間(eラーニング除く)

→受講者自身の基礎力・対応力UPの為の時間300時間、残り600時間が自社の為の挑戦構想の分析・策定

□社会人が受講しやすい工夫の整備

→授業は午後のみで就業時間内で編成(オンライン履修可能)

→オンライン併用教育型で年間授業の50%以上を自社在席対応授業

□試験等による受講者の成績評価を実施

→学校側の成績評価基準に沿った評価を実施する(地域コンソーシアム・‘構想’評価併用型)

→学んだ知識・手法の発揮成果”挑戦構想”を発表会を開催し地域「産」「官」「学」体制で評価・審査する

→その評価を学校教育成果評価に加味する、また、地域コンソーシアム・その他でその構想の実現を支援する

□企業等と連携して、教員に対し、実務に対する研修を組織的に実施

→「Society5.0」「DX」及び経営コンサルティングに精通する教官育成と公認資格認定・教師教育機関を実現する

→専任教師育成の為の公認資格認定制度を確立する

→専任教師育成の為の公認資格認定システムを実現する

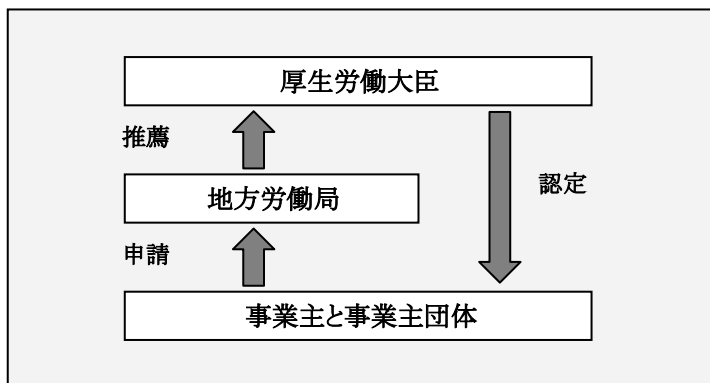
□企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施

→公認資格認定制度による専任教師教育を実施・資格認定のもと教育品質を維持する

→教育成果‘挑戦構想’の発表会の評価・審査による目的に沿った人材育成力及び地域貢献度をもって学校評価

④「特定分野認定実習併用職業訓練」の厚生労働大臣の認定

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000715714.pdf>



☆ 認定要件 ☆

企業等との「組織的連携」

取組の「見える化」

学習成果の可視化

- 企業内におけるOJTと教育訓練機関で行われるOFF-JTを効果的に組み合わせて実施する訓練であること
- 実施期間が6か月以上2年以下であること
- 総訓練時間が1年当たりの時間数に換算して850時間以上であること
- 総訓練時間に占めるOJTの割合が2割以上8割以下であること
- 訓練終了後にジョブ・カードシート(企業実習・OJT用)により職業能力の評価を実施すること
- 上記訓練対象者(1)のうち新規学卒予定者以外の者、(2)及び(3)の者は、キャリアコンサルタント又はジョブ・カード作成アドバイザー(職業訓練に付帯して作成を行う場合は職業訓練指導員も含む)によるキャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを交付されること
- 主たる事業が日本産業分類の産業分類における
 - ・建設業である事業主が建設業に関連する訓練
 - ・製造業である事業主が製造業に関連する訓練
 - ・情報通信業である事業主が情報通信業に関連する訓練
 を実施する認定実習併用職業訓練であること

教育訓練給付の概要(2021年2月時点)

経費の全額を申請事業主が負担している、教育機関に支払ったその費用の一部(60%)を助成
OJTが併給となる場合は、一人1時間あたり、665円のOJT実施助成

人材開発支援助成金 (特定訓練コース) (OJT+OFF-JT: 実践併用型人材養成システム)	
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> ○受講費用の60%(上限年間50万円)を6ヶ月ごとに支給 ○訓練終了3年後に生産性要件を満たす場合、追加支給
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用保険適用業所の事業主(被保険者従業員) ○職業能力開発責任者・事業内職業能力開発計画策定
対象講座指定要件	<ul style="list-style-type: none"> ○実践併用職業訓練(実践型人材養成システム)の大臣認定(訓練開始日の2ヶ月前までに申請) ○助成金申請:実践型人材養成システム実施計画書の提出(訓練開始日の1ヶ月前までに申請)

令和2年度 文部科学省「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」委託事業

Society 5.0等対応カリキュラムの開発・実証
「モノづくり産業におけるイノベティブ産業人材養成プログラム開発事業」

実施委員会委員

駒込和貴	公益財団法人 国際人財開発機構 理事
児玉紀裕	学校法人 大原学園 事業部長
武田陽一郎	学校法人 大原学園
石原明人	学校法人 田中育英会
飯田有登	学校法人 東京町田学園 理事・教頭
渡邊康祐	学校法人 滋慶文化学園 教務部長
久保全弘	愛知県立愛知総合工科高等学校専攻科 責任者
田浦久美子	国立大学法人 群馬大学 研究・産学連携推進機構 高度人材育成センター 特任教授
千葉武彦	NDIソリューションズ株式会社 部長
池内信弘	日本プロジェクトソリューションズ株式会社 部長
増田洋一	株式会社第一コンピュータサービス 代表取締役
後藤貴徳	レッツスポーツ株式会社 代表取締役
齋藤桂三	有限会社ケッツグループ 会長
小湊宏之	川崎市工業団体連合会 ICT連携担当理事
小間田興二	NPO法人ECML21 特別顧問
山本武	川崎市経済労働局 産業振興部 工業振興課 課長(オブザーバー)
江津裕美	川崎市経済労働局 産業振興部 工業振興課 係長(オブザーバー)

令和2年度 文部科学省「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」委託事業

Society5.0等対応カリキュラムの開発・実証
「モノづくり産業におけるイノベティブ産業人材養成プログラム開発事業」

教育費助成制度研究報告書

令和3年2月

公益財団法人 国際人財開発機構
東京都千代田区霞が関3丁目6番14号